

運転免許受験資格相談の事務処理要領の一部改正について（概要）

（令和2年12月3日 鹿免管第1337号）

本通達は、過去に運転免許の取消処分を受けた者や無免許運転の交通違反歴を有する者から、運転免許の受験資格の有無等に関する相談を受理した場合における基本的な対応要領を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 受験相談の受付窓口、受付時間
- 受験相談の受付、回答要領

等である。